

## 詐欺的な定期購入商法に係る特定商取引法改正の概要

※令和3年6月公布  
(1年以内施行)

### 改正事項1

通信販売の申込みに係る最終確認画面等において、

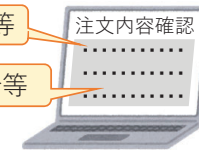
- ①一定の事項(※)を表示するよう義務付け
- ②契約の申込みとなることや一定の事項につき、人を誤認させるような表示を禁止

※商品等の分量、対価、支払時期、引渡し時期、契約の解除に関する事項等

⇒①に違反して表示すべき事項を表示しなかった場合や不実の表示をした場合、  
②に違反して誤認させるような表示をした場合には、  
いずれも、行政処分のみならず直罰の対象に

✗ 定期購入の条件を表示しない場合等

✗ 定期購入でないと誤認させるような表示をする場合等



### 改正事項2

通信販売において広告をする際に義務付ける表示事項として以下の内容を追加

- ①申込みの期間に関する定めがある場合は、その旨とその内容
- ②役務提供契約の解除等に関する事項

### 改正事項3

通信販売に係る契約の解除等を妨げるため、当該契約の解除等に関する事項等につき、  
**不実のことを告げる行為を禁止**

⇒違反した場合には、行政処分のみならず直罰の対象に

### 改正事項4

「改正事項1」の規定に違反する表示により消費者が誤認して申込みをした場合の**取消権**を創設

### 改正事項5

「改正事項1」及び「改正事項3」の規定に違反する行為を適格消費者団体の**差止請求の対象**に追加

## 通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン案のポイント

主に詐欺的な定期購入商法への対策を念頭に置いて、令和3年の改正法により、特定商取引法において、通信販売の最終的な申込み段階における一定事項の表示を義務付け、誤認させるような表示を禁止する規定を新設（第12条の6）

### ガイドライン案で示す主な内容

#### 新設規定の対象となる範囲

カタログ・チラシ等の書面で申込みを行う通信販売

申込書面（申込用はがき、申込用紙等）に必要事項を表示

インターネットで申込みを行う通信販売

申込みの最終段階である最終確認画面に必要事項を表示

#### 表示すべき事項の具体的内容

※消費者が明確に認識できることを前提として、一部事項について広告を参照させる形式、リンク先に表示する形式等も可

表示事項	ガイドライン案において解釈を示す主な内容
分量	<ul style="list-style-type: none"><li>定期購入契約の場合には、その契約に基づいて引き渡される商品の<u>各回の分量及び総分量</u></li><li>サブスクリプションの場合には、<u>役務の提供期間</u>（期間内に利用可能な回数がある場合はその旨）</li><li>無期限の契約である場合には、<u>無期限である旨</u></li><li>自動更新のある契約である場合には、<u>自動更新である旨</u></li></ul>
販売価格・対価	<ul style="list-style-type: none"><li>定期購入契約の場合には、<u>各回の代金</u>及び消費者が支払うこととなる<u>代金の総額</u></li><li>サブスクリプションの場合に、無償契約から有償契約に自動で移行するような場合には、その<u>移行時期と支払うこととなる金額</u></li></ul>
支払の時期・方法	<ul style="list-style-type: none"><li>定期購入契約の場合には、<u>各回の代金の支払時期</u></li></ul>
引渡時期・提供時期	<ul style="list-style-type: none"><li>定期購入契約の場合には、<u>各回の商品の引渡時期</u></li></ul>
申込みの期間	<ul style="list-style-type: none"><li>一定期間を経過すると消費者が商品自体を購入できなくなる期限がある場合には、その申込期間を正しく表示</li></ul>
申込みの撤回、解除に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>定期購入契約において、<u>解約時に違約金その他の不利益が生じる契約内容</u>である場合には、<u>その旨及び内容</u></li><li>とりわけ、<u>解約方法や解約受付を特定的手段・時間帯に限定する場合等</u>は、<u>その旨</u>も明確に表示</li></ul>

# 通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン案のポイント

## ガイドライン案で示す主要内容

### 誤認させるような表示の具体例①



初回無料を強調して表示し、定期購入契約であること及びその具体的内容については、画面下部に、「初回無料」などの文字と比較して小さな文字でしか表示していないもの

**初めてモニター登録した方限定！！**  
**サプリメントお届けコース 初回無料**

お届け先	ショウヒ タロウ 消費 太郎 様	〒100-XXXX 東京都千代田区霞が関×-×-×	<a href="#">変更</a>
発送方法	宅配便（御自宅へのお届け） <a href="#">変更</a>		
お届け時期	初回は御注文の完了から4日以内に発送		
支払方法	コンビニ後払い（次回以降） <a href="#">変更</a>		

**「サプリメントお届けコース」に参加する**

- 商品が届いてから、モニター専用ページにて感想を御記入ください。
- このコースは5回定期購入契約のコースとなります。
- モニター登録（感想記入）及び5回分の定期購入を条件に、初（月）回無料となります。
- 第2回から第5回までは1月あたり3,800円（送料・税込）になります。
- 5回分の支払額の合計は15,200円（送料・税込）になります。
- お届けは月に1回、各回につき3袋（5回で計15袋）をお届けします。（1袋の内容量は30粒です。）
- クレジットカードでのお支払いの場合、毎月1回分のお引き落とし、コンビニ後払いの場合は、商品に同封する請求書により、商品到着後7日以内のお支払となります。（商品価格と送料の合計額の引き落とし又は御請求となります。）
- 契約期間の途中で御解約される場合には、商品発送の5日前（※）までに、以下に記載の電話番号へ御連絡ください。  
（電 話）XX-XXXX-XXXX

※2回目以降は、前回発送日から起算して1か月が経過する日に発送

[TOPページに戻る](#)  
（TOPページに戻ると「サプリメントお届けコース」には参加できません）



このボタンをクリックすると、申込みが完了するということを容易に認識できないもの

### 誤認させるような表示の具体例②



「お試し価格」の表示や初回代金の表示のみを強調しているにもかかわらず、これらの表示と比較して、定期購入契約の主な内容について小さな文字でしか表示していないもの

①カート>②お客様情報入力>③お支払方法の選択>④注文内容の最終確認>⑤御注文完了

注文内容の最終確認

お申込み内容 [変更](#)

**サプリメントお届けコース 初回お試し価格**  
**通常価格 ~~3,300円~~ → 1,100円 (67%OFF!)**

・ このコースは5回定期購入契約のコースとなります。  
・ 5回分の定期購入を条件に、初（月）回が1,600円（送料・税込）になります。  
・ 第2回から第5回までは1月あたり3,800円（送料・税込）になります。  
・ 初回を含め5回分の支払額の合計は15,200円（送料・税込）となります。  
・ お届けは月に1回、各回につき3袋（5回で計15袋）をお届けします。（1袋の内容量は30粒です。）  
・ クレジットカードでのお支払いの場合、毎月1回分のお引き落とし、コンビニ後払いの場合は、商品に同封する請求書により、商品到着後7日以内のお支払となります。  
・ 商品価格と送料の合計額の引き落とし又は御請求となります。  
・ 契約期間の途中で御解約される場合には、商品発送の5日前（※）までに、以下に記載の電話番号へ御連絡ください。  
（電 話）XX-XXXX-XXXX

※初回はお申込みの確定から4日以内に発送。  
※2回目以降は、前回発送日から起算して1か月が経過する日に発送

商品価格	1,100円（税込）
送料	500円（税込）
<b>合計</b>	<b>1,600円（税込）</b>

お支払い方法 [変更](#)

\*クレジットカード払い（一括）  
カード名義人：SHOHI TARO  
カード番号：\*\*\*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*-XXXX  
有効期限：XX/XXXX

お届け先 ショウヒ タロウ  
消費 太郎 様 〒100-XXXX  
東京都千代田区霞が関×-×-× [変更](#)

発送方法 宅配便（御自宅へのお届け） [変更](#)

お届け日時 御注文の完了から4日以内に発送  
※2回目以降は、前回発送日から起算して1か月が経過する日に発送

[TOPページに戻る](#)  
（注文は確定されません）

**注文を確定する**